

軽・中等度難聴者に対する 補聴器購入費助成

一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会副理事長

宿谷 辰夫 しゅくや たつお

1962年滋賀県生まれ。(一社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会副理事長および補聴医療対策部長、滋賀県中途失聴難聴者協会会長として聴覚障害者の福祉向上に携わる。厚生労働省委託事業補聴器販売者の技能向上研修等事業企画推進委員会委員、滋賀県手話言語・情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会委員。また、地方公務員として甲賀市教育委員会人権教育室長などを歴任。



聴覚は、人間が本来持っている能力を構成する重要な要素であり、他者とのコミュニケーションや関わりを持つ上で最も重要な感覚である。幼児期から高齢期まで、どの時点で難聴を患っても日常生活の中での孤独を感じる機会が多くなる。

日本補聴器工業会が実施した調査では、日本の難聴者の補聴器所有率は14.4%、装用者の満足度は38%と、欧米諸国と比して極端に低い状況にあり、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会は、障害者総合支援法による補装具(補聴器)利用者の視点から、今後も補聴器購入費助成制度等に関する要望活動を展開していく決意である。

はじめに

2021年は、「障害を理由とする差別の解消推進に関する法律」(2016年4月1日施行)の改正が実現し、公共団体だけでなく、事業者においても合理的配慮の提供が努力義務から法的義務に改められた。また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、障害者総合支援法。2013年4月1日施行)の見直し議論が継続され、私たち一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会(以下、全難聴)においても、障

害認定の見直しや意思疎通支援事業の改善などの意見を提出したところである。全難聴を含む当事者団体の意見を踏まえ、厚生労働省内に設置されている社会保障審議会障害者部会においては、今後の改正議論に向けての中間報告がまとめられる予定となっている。

このような法整備の進展は、障害者権利条約の批准を受けた国内法整備の一環であり、昨今において各方面で取り組まれているSDGsなど、多様性を尊重する共生社会実現への取り組みが後押ししていると考えられる。

一方、私たちの周りにおいて社会的格差が

広がりつつある現実を痛感しており、新型コロナウイルスの感染拡大や各地で頻繁に発生している災害などがもたらす社会全体の緊迫感は、社会的弱者といわれる人たちを直撃している。周囲とのコミュニケーションが図れないまま、自宅療養を強いられている一人暮らしの高齢難聴者などの安否が心配され、また難聴の児童を抱えている家庭にとっても大きな影響が出ている状況にあるといえる。

このような状況に置かれている当事者が安心して暮らせるよう全難聴では、最重要課題の一つとして障害認定の見直しを求めてきた。本稿では、当事者の立場から軽・中等度難聴者に対する補聴器購入費助成の現状と課題等について述べる。

補聴器助成の社会的意義

厚生省障害保健福祉部による2022年度概算要求(2021年10月現在)では、障害福祉サービス等の確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援として、2兆3257億円(前年度2兆2131億円)が盛り込まれた。この中に聴覚障害児支援のための推進施策として1.7億円が計上され、補聴器などに関する情報提供の充実も含まれている。

まず、自治体が補聴器購入の助成を行うことの社会的意義について考察してみたい。

難聴に起因する障害は、日常生活を送るに当たり大きな損失であり、引きこもりなどの社会的孤立や、家族・友人との人間関係の悪化を引き起こす確率は相当に高い。65歳以上の人口が20%を超える、いわゆる超高齢社会へと日本が突入したのは2007年のことであり、現在では約30%にまで達している。高齢期には大半の人々が聴力の低下を自覚することになり、老化に関する長期縦断疫学研

究(NILS-LSA第6次調査)によれば、難聴有病率は65歳以上で急増し、65~69歳では男性の43.3%、女性の27.7%、80歳以上では男性の84.3%、女性は73.3%まで上昇している。また、日本の65歳以上の高齢難聴者は約1655万人と推計されており、世界保健機関(WHO)は、65歳以上の3人に1人が難聴を抱えているとの見解を発表した。

一方、難聴ケアの第一の選択肢は補聴器であり、改善状況には個人差があるものの、適切に調整された補聴器を使用することで言葉の聞き取り等が容易となり、社会的孤立の解消にも多大な効果を発揮している。また、補聴器は交通事故の発生頻度や不意の転倒、認知症やうつ病の発症を防ぐといった諸々の役割を果たしているものと思われる。

アメリカの調査では、40歳から69歳において難聴が10dB悪化するごとに転倒のリスクが1.4倍高まったとの結果が報告されている¹⁾。そして、近年の国内外での様々な研究成果により、難聴をきっかけとした高齢者の認知機能低下のリスクが、補聴器を装着することにより減少傾向にあることが明らかになってきている。

交通事故は難聴当事者のみならず相手を伴うことが多く、転倒ひとつにおいても他人を巻き添えにしてしまう事態も想定される。また、認知症やうつ病の患者の増加が、社会的な損失につながるのは明白である。補聴器の助成制度は当事者の聞こえの改善のみでなく、実は社会全般の生産性や安定性にとっても有意義な福祉サービスの一つであり、今後さらに制度の拡充を図っていく必要があると考える。

補聴器購入費助成制度の現状

補聴器は管理医療器(リスクレベルクラス

II)であり、特に補聴器販売を扱う事業者においては「医薬品医療機器法」等の関連法規のほか、自主基準によるガイドラインを定め遵守しなければならないとされている。近年インターネットのサイトや量販店で販売されている集音器とは一線を画しており、管理医療器としての位置付けのない製品については、助成制度の対象とならないので注意が必要である。

補聴器の購入に当たっては、次のような費用負担を軽減する制度がある。①障害者総合支援法による支給、②労働災害で難聴を認定された場合の補聴器の支給(無償)、③確定申告時における医療費控除(耳鼻咽喉科学会認定の補聴器相談医による「補聴器適合に関する診療情報提供書」と購入時の領収書が必要)、④自治体独自の支援施策——。本稿では、①と④の制度について触れることにする。

障害者総合支援法による支給

補聴器は、障害者総合支援法において「補装具」と定義されており、支給内容は「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」(2006年9月29日厚生労働省告示)に基づいている。その中で補聴器に関係する項目を抜粋した(表1)。

支給の対象となるには、身体障害者手帳を取得する必要がある。手帳は、障害の認定基準を満たす場合に都道府県知事、指定都市市長、中核市市長より交付され、申請自体は耳鼻咽喉科の指定医師が診断書や意見書に所見を記載し、市区町村の障害福祉担当まで提出することになっている。

支給額には上限が定められており、負担する金額は世帯の所得に応じて設定される。

障害者総合支援法では500Hz、1 kHz、2 kHzの3周波数の4分法平均聴力レベルを用いて、両耳の聴力レベルが70dB以上の場合を高度聴覚障害(6級、4級)、90dB以上の場合を重度聴覚障害(3級、2級)と認定している(表2)。

70dBといえば、幹線道路の交差点や掃除機レベルの音で、それが聞こえないのである。70dB未満では身体障害者の基準に該当しないが、補聴器を用いなければ、言葉の獲得に悪影響が出る可能性がある。日本聴覚医学会では、25dB以上40dB未満を軽度難聴、40dB以上70dB未満を中等度難聴と分類している。

身体障害者に認定される場合には、同法に基づき購入・修理の費用が支給されるが(表3)、70dB未満の軽・中等度難聴の場合は対

表1 補聴器の購入等に要する費用の算定基準

障害者総合支援法見積り金額早見表				
福祉等級	形式	最終見積額 (調整費含む)	利用者負担額 (1割負担の場合)	公費負担額 目安
4級・6級	高度難聴用ポケット型	¥43,600	¥4,360	¥39,240
	高度難聴用耳かけ型	¥45,900	¥4,590	¥41,310
2級・3級	重度難聴用ポケット型	¥57,800	¥5,780	¥52,020
	重度難聴用耳かけ型	¥69,300	¥6,930	¥62,370
役所の許可 が出れば	耳あな型(レディメイド)	¥89,000	¥8,900	¥80,100
	耳あな型(オーダーメイド)	¥139,000	¥13,900	¥125,100
	骨導式ポケット型	¥72,100	¥7,210	¥64,890
	骨導式眼鏡型	¥122,000	¥12,200	¥109,800

表2 障害者総合支援法の障害認定における聴力レベルと等級

【聴覚障害】

等級	障害程度
1級	
2級	両耳の聴力レベルがそれぞれ100dB以上の者(両耳全ろう)
3級	両耳の聴力レベルが90dB以上の者(耳介に接しなれば大声語を理解し得ない者)
4級	1 両耳の聴力レベルが80dB以上の者(耳介に接しなれば話声語を理解し得ない者) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下の者
5級	
6級	1 両耳の聴力レベルが70dB以上の者(40cm以上の距離で発声された会話語を理解し得ない者) 2 一側耳の聴力レベルが90dB以上、他側耳の聴力レベルが50dB以上の者

表3 補聴器購入費の支給基準(給付判定基準)

補聴器の形状形式	給付対象者の判定基準	障害等級
高度難聴用ポケット型	聴力レベル90dB未満の者(高齢者・寝たきり状態で耳かけ型や耳あな型補聴器の装用、操作が困難な者等)	6級 または 4級
高度難聴用耳かけ型	聴力レベル90dB未満の者で、真に職業上または教育上必要な者 「職業上」の場合 ①ポケット型補聴器では、作業上制限や支障が生じ、耳かけが必要な場合 ②作業環境から音声や環境音の音源が特定できないと能率が上がらず、また危険を伴う場合 ③外見上、接遇などで特に耳かけ型が必要な場合 「教育上」の場合 ①学習制限や支障が生じ、耳かけ型が必要な場合 ②職業訓練等で音声や環境音の音源が特定できないと能率が上がらず、また危険を伴う場合	
重度難聴用ポケット型	聴力レベル90dB以上の者(高齢者・寝たきり状態で耳かけ型や耳あな型補聴器の装用、操作が困難な者等) *職業上、使用上の習慣等から必要な場合は、聴力レベル80dB以上の者	3級以上 場合により 4級
重度難聴用耳かけ型	聴力レベル90dB以上の者で、真に職業上または教育上必要な者 *「職業上、教育上」の場合は、高度難聴用耳かけ型に同じ *職業上、使用上の習慣等から必要な場合は、聴力レベル80dB以上の者 *FM補聴システムは、真に社会生活上必要な者、社会参加を積極的に行っている者またはQOL向上から真に必要な者	
耳あな型	聴力レベル90dB未満の者で、高度難聴用ポケット型および高度難聴用耳かけ型補聴器の装用が困難で <u>真に必要な者</u> *耳あな型(レディメイド)は、既製品での対応が可能なる者 *耳あな型(オーダーメイド)は、障害の状況、耳の形状等レディメイドで対応不可能なる者	6級 または 4級

象にならないという実態がある。

片耳が聞こえれば問題ないのか

補装具費の支給は原則として1種目に1個とされ、両耳装用で補聴器2台分の助成を受

けたい場合は、都道府県の身体障害者更生相談所等の面接判定を受けることになっている。医師意見書等により真に必要であると判断される場合は文書判定で支給が決まる。しかしながら、医師や更生相談所等の担当者の

判断基準には少なからず見解の相違があり、軽・中等度難聴者にとっては、申請に当たり大きな壁となっている。

そもそも「片方が聞こえれば問題ない」という前提の制度設計では、片耳装用に伴う発音性廃用や、語音明瞭度の低下などのほか、一側性難聴では対象にならないなど、様々な問題につながっているものと思われる。

人間は、両眼の正常な働きがなければ立体視できないのと同じように、耳も2つあることで立体的に聞き分けることが可能であり、これを両耳聴効果と呼んでいる。高齢者にとっても聴覚の廃用性を予防することは重要であり、中途半端な聞こえのまま放置し、両耳へと常に聴覚刺激が入ってこない状態にしていると、時間の経過とともに蝸牛神経等が徐々に弱まり、回復が難しくなる一方である。両耳で聞くと片耳で聞くよりも音が大きく感じられることもあり、コロナ禍におけるマスク社会では、片耳のみの装用では語音明瞭度が格段に下がり、明らかに日常生活に支障を来している状態である。

両耳装用には、①会話の理解が高まる、②音の方向感が増す、③音の区別がしやすくなる、④可聴範囲が拡大する、⑤音質が向上する、⑥補聴器使用に関する満足感が向上する——といったメリットがあるといわれている。

自治体独自の支援と不公平感

近年、軽・中等度難聴児の補聴器購入費用助成を実施している市区町村が増加しており、聴覚障害に関する身体障害者手帳の交付を受けることができない18歳以下の者を対象とした支援を行っている。ただし、遠く離れている話し手の声を電波で送受信することにより、補聴器を通じての聞き取りを良くす

るなどの性能を有する補聴援助機器等については、依然として助成対象外としている市区町村が多い。

また、高齢者で身体障害者手帳の交付を受けることができない層に対して、何らかの給付事業を実施している自治体が全国各地で散見されるようになってきているが、助成の上限額は2万円から8万円とばらつきが生じている。補聴器の平均価格は15万円ともいわれており、2万円程度の助成では根本的な負担軽減にはつながらないとの見方もある。

ただ、申請に当たっては耳鼻科医(補聴器相談医)の意見書が必須であるため、誤って集音器を購入することや、認定補聴器技能者不在の販売店などから自分の聴力に合わない製品を購入するなど、いわゆる「タンス補聴器」を購入するケースを防ぐ効果が期待できる。

東京都千代田区、福岡県田川市、岩手県大船渡市などは年齢を問わず給付している。しかし全国統一での制度とはなっておらず、一部の自治体では制度適応外となったり、隣の市区町村に比べて助成額が少なかったりするなどの不公平感が生じている。

現在、地方自治法第99条の規定に基づき、加齢性難聴者の補聴器購入に関する公的補助制度の創設を求める意見書を採択し、国へ提出する地方議会が後を絶たない。

支援の拡大に向けて

WHOは2021年3月に「聴覚に関する世界報告書」を発表し、軽度難聴における発症の測定値を26dBから20dBに引き下げた。20dBは1m先の時計の秒針の音レベルだが、それが聞こえなければ生活に支障を来すとして、「軽度難聴」と認めるのである。以前から日本における身体障害者福祉法の聴覚障害

等級程度とWHOの認定基準に大きな開きがあったが、さらに拡大したことになる。

全難聴は、認定基準の見直しを求めて数年にわたり厚労省に要請を行っているが、同省の回答は、①身体障害の認定基準については、視覚障害、肢体不自由等の障害種別間のバランスを考慮しながら、医学的な観点から身体機能の状態を基本としつつ、日常生活の制限の程度によって定められている。②聴覚障害の認定基準については、医学的知見、障害間の全体的バランス、関連施策への影響などの観点から慎重に検討する必要がある——というものである。

日本の障害者総合支援法の「補装具制度」では、障害者手帳を持っていない軽・中等度難聴者や加齢性難聴者の多くは公費助成の対象外として自費購入を強いられている。そこで全難聴では、与野党や厚労省に対し、次のように求めている。

- ①聴覚障害認定基準を見直すこと(dBダウン)によって、障害者総合支援法の「補装具制度」による補聴器利用者を拡大してほしい。
- ②自己負担で補聴器購入を強いられている難聴者に対する公費助成を拡大してほしい。

当事者からの切実な声

最後に全国の軽・中等度難聴者の声から代表的なものを列記し、まだまだ書き足りない面もあるが、本稿を終えることにしたい。

- ◆加齢性難聴が認められる高齢者について、認知症予防や転倒予防などの長寿命化対策による観点、また消費者として製品購入の際の安全性を確保する観点から、全国一律の助成制度を構築してほしい。
- ◆難聴児童における学校・園での学習環境を改善するに当たり、補聴援助機器の購入助成についても、合理的配慮の観点を踏まえ全国一律の制度としていただきたい。
- ◆補聴器には耳かけ型、ポケット型、耳あな型などがあり、支給基準が複雑であるが、当事者における聞こえの状態は日々変化しており、それによっては適合する補聴器の種類も変動してくることから、両耳装用の補助のあり方も含めて、助成に当たっては柔軟に対応できるような形での制度設計としていただきたい。
- ◆人工内耳の電池同様に補聴器の電池についても助成願いたい。
- ◆助成制度が比較的充実している市区町村においても、関連する情報を当事者が得られていなければ、制度を知らなかったことによる申請漏れが生じることになるので、不公平にならないよう広く制度の周知に努められたい。

文献

- 1) Frank R. Lin, et al. Hearing Loss and Falls Among Older Adults in the United States. Arch Intern Med. 2012 Feb 27; 172(4): 369-371.